

令和2年 3月 2日

ご担当者 様

団体名 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

質問者氏名 支部長 茄子川 修

電話 0553-35-3600 (笛吹荘居宅介護支援事業所)

FAX 0553-35-3602 (同じ)

対象サービス種別 居宅介護支援

質 問 票

表 題	新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の 臨時的な取扱いについて
質問の趣旨・内容	介護保険最新情報vol769により訪問介護を検討する場合、対象者はすでに罹患している可能性が高いが、感染防止を目的にケアプラン変更に伴う運営基準第13条3～10号に定めるアセスメント等を介護支援専門員の判断で、自宅を訪問せずに電話等の代替手段で行う事は差し支えないか。
質問に関連する法令及び 通知等	居宅介護支援運営基準第13条3～10 介護保険最新情報vol769、773
部内で検討した際の疑問 点	新規サービス導入及びプラン変更に伴うアセスメントを自宅に訪問せず、電話等に代替する事は可能か？
質問者の見解及びその根 拠	利用者が熱発しているという事は、既に何かしらの疾患に罹患している可能性が高い。感染拡大防止を理由に、すでに感染が濃厚な利用者とは可能な限り接触を避ける為、介護支援専門員の判断でアセスメントを電話等の代替手段に変更する事は止むを得ないと考える。
参照した関係書籍名(ハ ジ 数を記載)・資料名、 基準省令・解釈通知等	・平成30年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編 630～636 ページ ・介護保険最新情報vol769、773
回答方法について	回答についてはお手数をおかけしますが、書面にて上記宛先までFAXでお願い致します。なお、回答頂きました内容は、介護支援専門員協会会員で共有させていただきますのでご承知おき下さい。